

## 「Web 外国為替サービス利用規定」改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを請け賜り、誠にありがとうございます。  
弊行では、市場実勢相場を適用する取引時にお客さまの取引画面で相場を確認できる機能を追加いたします。これに伴い、2022年(令和4年)4月1日より Web 外国為替サービス利用規定を以下のとおり改定いたしますので、お知らせいたします。

変更前	変更後
<p><b>第8条 外国送金受付サービス</b></p> <p><b>3. 外国送金代り金</b></p> <p>(中略)</p> <p><u>(3)外国送金代り金引落時に適用される為替相場については次のとおりとします。</u></p> <p>① <u>外国送金代り金引落日における当行所定の外国為替相場によって換算のうえ、外国送金代り金を引落します。</u></p> <p>② <u>本号①にかかわらず、契約者があらかじめ当行との間で先物為替予約を締結している場合において、外国送金依頼データに当該先物為替予約の予約番号を入力したときには、当該先物為替予約の予約相場によって換算します。</u></p> <p>記載なし</p>	<p><b>第8条 外国送金受付サービス</b></p> <p><b>3. 外国送金代り金</b></p> <p>(中略)</p> <p><u>(3)に係る記載を削除</u></p> <p><b>4. 為替相場</b></p> <p><u>外国送金代り金引落時に適用される為替相場については次のとおりとします。</u></p> <p>(1) <u>外国送金代り金引落日における当行所定の外国為替相場によって換算します。ただし、指定日当日の取引依頼のうち通貨毎に当行が定める閾値以上の取引の場合は、当行所定の市場実勢相場を適用します。</u></p> <p>(2) <u>市場実勢相場は取引毎に当行所定の方法で契約者に市場実勢相場を提示し、契約者が当行所定の方法で応諾することにより成立します。成立後、当行所定の時間までに当該取引が成立しない場合、契約者は当行所定の違約金を支払うものとします。</u></p> <p>(3) <u>当行が提示した市場実勢相場が市場実</u></p>

#### 4. 外国送金取引規定等

(以下省略)

#### 5. 取扱いができないケース

(中略)

- (2) 人民元については中国、香港が祝日の場合。
- (3) 当該外国送金サービス依頼内容で指定されている外国送金代り金引落口座が解約済のとき。
- (4) 契約者から、当該外国送金サービス依頼内容で指定されている外国送金代り金引落口座または代表口座の支払停止の届出があり、それに基づき当行がその手続を行ったとき。
- (5) 差押え等やむを得ない事情により当行が支払を不相当と認めた場合。
- (6) 外国送金受付サービスによる依頼が本サービスの取扱日および利用時間の範囲を超える場合。
- (7) 送信された外国送金内容に不備、矛盾等の瑕疵がある場合や、仕向国国情、仕向金融機関情勢等もしくは不可抗力により取扱いできない場合。
- (8) 当該外国送金が外国為替関連法規に違反する場合。
- (9) 日本および外国の法令との関係で当行が当該外国送金を取組できないと判断した場合。
- (10) 契約者と送金人が同一でないとき。

#### 6. 依頼内容の変更・組戻

(中略)

勢と大幅に乖離している等、当行が合理的に判断して明白に誤りと判断される場合は、当該提示を無効とし、取り消すことがあります。これにより契約者に何らかの損害が発生しても当行は責任を負いません。

- (4) (1)にかかわらず、契約者があらかじめ当行との間で先物為替予約を締結している場合において、外国送金依頼データに当該先物為替予約の予約番号を入力したときには、当該先物為替予約の予約相場によって換算します。

#### 5. 外国送金取引規定等

(以下省略)

#### 6. 取扱いができないケース

(中略)

- (2) に係る記載を削除
- (2) 当該外国送金サービス依頼内容で指定されている外国送金代り金引落口座が解約済のとき。
- (3) 契約者から、当該外国送金サービス依頼内容で指定されている外国送金代り金引落口座または代表口座の支払停止の届出があり、それに基づき当行がその手続を行ったとき。
- (4) 差押え等やむを得ない事情により当行が支払を不相当と認めた場合。
- (5) 外国送金受付サービスによる依頼が本サービスの取扱日および利用時間の範囲を超える場合。
- (6) 送信された外国送金内容に不備、矛盾等の瑕疵がある場合や、仕向国国情、仕向金融機関情勢等もしくは不可抗力により取扱いできない場合。
- (7) 当該外国送金が外国為替関連法規に違反する場合。
- (8) 日本および外国の法令との関係で当行が当該外国送金を取組できないと判断した場合。
- (9) 契約者と送金人が同一でないとき。

#### 7. 依頼内容の変更・組戻

(中略)

<p>(2) 条件変更または組戻を行う場合には、契約者は当行所定の依頼書を提出し、当行はその手続を行います。この場合、外国送金手数料相当額は返却しません。なお、契約者は、条件変更または組戻の受付・取扱いにあたっては、当行所定の手数料・諸費用および関係銀行の手数料・諸費用を支払うものとしします。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(2) 条件変更または組戻を行う場合には、契約者は当行所定の依頼書を提出し、当行はその手続を行います。この場合、外国送金手数料相当額は返却しません。なお、契約者は、条件変更または組戻の受付・取扱いにあたっては、当行所定の手数料・諸費用、関係銀行の手数料・諸費用、および市場実勢相場を適用した取引の場合は当行所定の違約金を支払うものとしします。</p> <p>(以下省略)</p>
<p><b>第10条 外貨預金振替受付サービス</b></p> <p><b>3. 預金振替代り金</b></p> <p>(中略)</p> <p><u>(3) 預金振替取組時に適用される為替相場については次のとおりとしします。</u></p> <p>① <u>預金振替代り金取組日における当行所定の外国為替相場を適用するものとしします。</u></p> <p>② <u>本号①にかかわらず、契約者があらかじめ当行との間で先物為替予約を締結している場合において、預金振替依頼データに当該先物為替予約の予約番号を入力したときには、当該先物為替予約の予約相場によって換算します。</u></p> <p><u>記載なし</u></p>	<p><b>第10条 外貨預金振替受付サービス</b></p> <p><b>3. 預金振替代り金</b></p> <p>(中略)</p> <p><u>(3) に係る記載を削除</u></p> <p><b>4. 為替相場</b></p> <p><u>預金振替取組時に適用される為替相場については次のとおりとしします。</u></p> <p>(1) <u>預金振替取組日における当行所定の外国為替相場によって換算します。ただし、指定日当日の取引依頼のうち通貨毎に当行が定める閾値以上の取引の場合は、当行所定の市場実勢相場を適用します。</u></p> <p>(2) <u>市場実勢相場は取引毎に当行所定の方法で契約者に市場実勢相場を提示し、契約者が当行所定の方法で応諾することにより成立します。成立後、当行所定の時間までに当該取引が成立しない場合、契約者は当行所定の違約金を支払うものとしします。</u></p>

#### 4. 取扱いができないケース

(中略)

- (2) 人民元については中国、香港が祝日の場合。
- (3) 当該外貨預金振替サービス依頼内容で指定されている預金振替口座が解約済のとき。
- (4) 契約者から、当該外貨預金振替サービス依頼内容で指定されている預金振替代り金引落口座または代表口座の支払停止の届出があり、それに基づき当行がその手続を行ったとき。
- (5) 差押え等やむを得ない事情により当行が支払を不相当と認めた場合。
- (6) 外貨預金振替受付サービスによる依頼が本サービスの取扱日および利用時間の範囲を超える場合。
- (7) 当行の定める「1日あたりの取扱限度額」および「1回あたりの取扱限度額」を超える場合。

記載なし

- (8) 送信された預金振替内容に不備、矛盾等

- (3) 当行が提示した市場実勢相場が市場実勢と大幅に乖離している等、当行が合理的に判断して明白に誤りと判断される場合は、当該提示を無効とし、取り消すことがあります。これにより契約者に何らかの損害が発生しても当行は責任を負いません。
- (4) (1)にかかわらず、契約者があらかじめ当行との間で先物為替予約を締結している場合において、預金振替依頼データに当該先物為替予約の予約番号を入力したときには、当該先物為替予約の予約相場によって換算します。

#### 5. 取扱いができないケース

(中略)

- (2) に係る記載を削除
- (2) 当該外貨預金振替サービス依頼内容で指定されている預金振替口座が解約済のとき。
- (3) 契約者から、当該外貨預金振替サービス依頼内容で指定されている預金振替代り金引落口座または代表口座の支払停止の届出があり、それに基づき当行がその手続を行ったとき。
- (4) 差押え等やむを得ない事情により当行が支払を不相当と認めた場合。
- (5) 外貨預金振替受付サービスによる依頼が本サービスの取扱日および利用時間の範囲を超える場合。
- (6) 当行の定める「1日あたりの取扱限度額」および「1回あたりの取扱限度額」を超える場合。
- (7) 営業店窓口の取引も含め、同日中に通貨毎に当行が定める市場実勢相場を適用する閾値以上の取引を複数回の閾値未満の取引に分割した場合。
- (8) 送信された預金振替内容に不備、矛盾等

<p>の瑕疵がある場合。</p> <p><b>5. 依頼内容の変更・組戻</b></p> <p>依頼内容を当行宛に送信した後は、依頼内容の変更または取消は原則としてできないものとします。ただし、指定日の当行所定時刻までは、当行所定の方法により当行に変更または取消を依頼できるものとします。</p> <p><u>記載なし</u></p>	<p>の瑕疵がある場合。</p> <p><b>6. 依頼内容の変更・取消</b></p> <p>(1) 依頼内容を当行宛に送信した後は、依頼内容の変更または取消は原則としてできないものとします。ただし、指定日の当行所定時刻までは、当行所定の方法により当行に変更または取消を依頼できるものとします。</p> <p>(2) 取消を行う場合には、契約者は当行所定の依頼書を提出し、当行はその手続を行います。なお、取消の受付・取扱いにあたっては、当行所定の手数料・諸費用、および市場実勢相場を適用した取引の場合は当行所定の違約金を支払うものとします。</p>
<p><b>第11条 為替予約受付サービス</b></p> <p><b>5. 取扱いができないケース</b></p> <p>(中略)</p> <p>(3) <u>人民元については中国、香港が祝日の場合。</u></p> <p>(4) <u>ご依頼の為替予約(もしくはリープオーダー)の残高合計金額が当行の定める為替予約の取扱上限額を超える場合。なお、当行における処理の関係上、取引のご依頼と当行処理のタイムラグによりデータ反映が遅れ、取扱上限額に空きがない場合。</u></p> <p>(5) <u>契約者から代表口座の支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行ったとき。</u></p> <p>(6) <u>外国為替市場等に急激な変化が生じた場合など、当行が為替予約受付サービスによる取引を行わないと決定したとき。</u></p> <p>(7) <u>その他、当行において為替予約受付サービスによる取引を行うことが適切でないと判断した場合。</u></p>	<p><b>第11条 為替予約受付サービス</b></p> <p><b>5. 取扱いができないケース</b></p> <p>(中略)</p> <p>(3) <u>に係る記載を削除</u></p> <p>(3) <u>ご依頼の為替予約(もしくはリープオーダー)の残高合計金額が当行の定める為替予約の取扱上限額を超える場合。なお、当行における処理の関係上、取引のご依頼と当行処理のタイムラグによりデータ反映が遅れ、取扱上限額に空きがない場合。</u></p> <p>(4) <u>契約者から代表口座の支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行ったとき。</u></p> <p>(5) <u>外国為替市場等に急激な変化が生じた場合など、当行が為替予約受付サービスによる取引を行わないと決定したとき。</u></p> <p>(6) <u>その他、当行において為替予約受付サービスによる取引を行うことが適切でないと判断した場合。</u></p>